

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（抜粋）

平成16年4月1日

規則第1号

### 第6章 評価委員会等

(法科大学院認証評価委員会)

第14条 機構に、法科大学院からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価（以下この条において「法科大学院認証評価」という。）について審議する法科大学院認証評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う法科大学院認証評価に関し必要な事項を定めるについては、法科大学院認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 法科大学院認証評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

4 法科大学院認証評価委員会に、機構が行う法科大学院認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他法科大学院認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。